

木製構造物の施工に関する特記仕様書

1. 本工事（指定仮設工事含む）は、「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共工事における県産材の着実な使用を確保するため、別表「木製構造物施工計画（予定）」に示す木製構造物の施工を計画している。
ただし、現地の施工条件等により木製構造物の施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、受注者は、下表に示した計画のみならず、現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観と調和させる等、地域社会や住民に対する配慮等の観点から、仮施設・安全施設・営繕施設等への積極的な木材利用に努めること。
2. 木製構造物の施工
木製構造物の施工にあたっては、原則として「島根県公共工事木製構造物等設計指針（平成17年3月制定）」により、現地に適した施工を行うものとする。
3. 県産木材の利用
県産木材を利用した場合、本工事で木製構造物として使用する木材（間伐材を含む）が県産木材であることを証明するため、「しまねの木認証要領」に基づく「しまねの木認証書」の写し等を整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示すること。

【木製工事中用標示板、木製工事中用看板、木製工事中用バリケードを使用する場合（下記4）】

4. 本工事で使用する工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードは原則木製とする。
ただし、木製とすることが適切でない場合はこの限りではない。
 - (1) 工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードで使用する木材は県産木材を使用することとし、使用にあたっては上記3による。
 - (2) 工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードの規格・寸法等は別添仕様参考図に示すものと同等の仕様とする。

ただし、以下の点については、仕様を定めるものとする。
 - 1) 本体に記す、県産材を証明するものとして、次のいずれかを外枠の木材へ施された製品を使用すること。
 - A. 「島根県産木材」の焼文字があるもの。
 - B. 島根県産材を示すマーク等を焼付けられたもの。
 - (3) 受注者は工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードの設置にあたっては、設置の可否とともに設置台数、設置位置について監督職員と協議を行い、計画数量及び木製品内訳を「道路工事等保安施設記録簿」に記載のうえ施工計画書の交通安全へ添付する。
また、着手後、数量に変更が生じた場合は、監督職員と協議すること。
 - (4) 受注者は現地に設置された工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードの全台数が確認できるように写真管理し管理資料へ添付する。
 - (5) 本工事で使用する工事中用標示板、工事中用看板、工事中用バリケードの契約数量については、発注者、受注者双方での協議のうえ変更対象とする。
 - (6) 「木製とすることが適切でない場合」とは以下の場合とする。
 - 1) 常時、強風下にさらされる箇所
 - 2) 木製安全施設の設置により、車両等の通行の妨げとなる狭窄な道路等
 - 3) 第三者の侵入を完全に防ぐ必要がある箇所
 - 4) 木製安全施設の損傷が重大事故に繋がるような箇所
 - 5) その他、監督職員が使用に適切でない判断される箇所